

地球人手当の理論序説
—グローバル・ベーシック・インカム論批判のために—
Introduction to a Theory of Global Basic Income; For a Critical Notion of
Global Basic Income

岡野内 正
OKANOUCHI Tadashi

目次

1. ウルトランにはあげない—地球人手当とは何か
2. 実現したらどうなるの？—批判のために検討すべき論点
 - 2-1. みんなが殿様！—階級
 - 2-2. さようなら家族依存！—ジェンダー・エイジ
 - 2-3. 隣近所で作る新しい民族—民族・エスニシティ
 - 2-4. だいに使おうみんなの地球—エコロジー
 - 2-5. 三度のただ飯でゆっくりミーティング—公共圏
3. ほうっておけない世界のルール！—導入にかかわる倫理の問題
4. 安心してさぼれる社会づくり—モノからヒトへのポスト勤労社会

1. ウルトランにはあげない
—地球人手当とは何か—

地球上のすべての人間ひとりひとりに、毎月毎月、お金が振り込まれる。同じ地球に住む人間だというだけの理由で、無条件に渡されるので、給料ではない。飢えたり、寒さに凍えたり暑さにやられたり、雨や雪や強い日差しにさらされることのないように、国や地域の物価水準に応じて、まっとうに暮らしていけるだけの金額が渡される。これが地球人手当だ¹。

¹ お金をもらっても何も買えないような地域では、現物支給もありうる。だがそのような地域では自給自足が一般的であり、現物支給の必要が生じるのは、災害や戦争などのような緊急事態の場合であり、それは、緊急援助の対象だ。地球人手当は、市場経済のもとの貧困対策である。なお、地球人手当とは、筆者によるグローバル・ベーシック・インカム (Global Basic Income) の日本語訳である。ただし、内容は後述のように論者によって微妙に異なる。ここでは、筆者の議論を展開している。地球人手当という日本語には、英語の原語には必ずしも含まれない、次のような筆者の思いが込められている。第一に、地球人ということばには、「核の冬」に始まり、環境ホルモンや地球温暖化の問題に連なる地球環境問題に伴って議論されるようになった「宇宙船地球号」の乗組員としての連帯意識がこめられている。Planet-wide Basic Income ということばを使う論者もいる。第二に、手当ということばは、辞書的には、「労働の報酬」という意味と、「賃金以外の出費の補填」という意味があるが、同時に、「あらかじめ準備しておくこと」という辞書的な原義と、読

これまでどおり、会社も活動を続け、工場では製品が造られ、店に届けられ、販売される。農家は作物を育て、漁師は魚を取る。労働者は、会社に働きに行く。基本的な生活費は、地球人手当として振り込まれるので、あくせく働く必要はない。労働者の給料や、会社の経営者、自営業者のもうけのかなりの部分は、地球人手当をまかなうための特別の税金として、持っていかれることになる。²

しかし、税金が相当増えることになっても、そのお金で、自分を含めて、地球上すべての人間の基本的な生活が保障されるのだから、ほとんどの人々は、満足だ。³ 多国籍企業に就職することもできるし、自由に会社を作り、グローバルなビジネスを展開しながら、世界中を駆け回ることもできる。そんな事業展開から上がる利益は、地球人手当の財源となって全人類のために役立てられるのだから、高めの給料や利益からの配当金をもらいながら、飢餓に苦しむ人々の映像をみて、後ろめたい思いをすることもなくなる。もちろん、今の職場、今の職種に不満のある人は、さっさとやめて、じっくりと自分にあった仕事と職場を探すことができる。食べるために、お金のために働くのではない。ものをつくったり、人と接したりして、人の役に立つこと、人に喜んでもらえることが楽しくって、人は働くようになる。⁴

はたして、今の人類は、そんなお金を払い続けることができるほどの経済的な力を持っているのだろうか。すでに、試算した人も何人かいる。⁵ 全世界の総所得を総人口で割ってみると、たしかに全世界の人々に地球人手当を配分する

んで字のごとく「手を当てる」、すなわちケアあるいは「世話を焼く」というニュアンスも含まれてくるところがおもしろい。この意味を明確にするには、「地球人の相互ケア」、あるいは「地球びとの互いの世話焼き」、といったことばのほうがいいかもしれない。

² なお、財源についても諸説あり、課税によるもの（これはさらに所得税、法人税などの直接税と、消費税や資本・為替取引税のような間接税によるものがある）と、温室効果ガスの排出権取引のように天然資源の利用権を販売した収益をあてるといったものに大別される。また、個人々人への配分についても、さまざまに議論されており、既存の国家がこれを担当するもの、新しい国際機関を作るという提案とに大別される。

³ これはもちろん、さらにいくつかの条件によって制約されるべき仮定的推論である。ここでの目的は、全体像の提示に意味があるユートピアの概略を示すことなので、あえてこう表現した。筆者はかつて1990年代初めのデンマークで、自分は給与所得のほとんど60%を税金で払っているが、それでもいいんだ、あの町（コムーネ）議会でその使い方を俺たちが決めることができし、貯金と同じことさ、という住民の発言を聞いた。このような発言の背後には、行政をチェックする市民のオンブズマン制度を含めて、小規模な住民自治組織における住民相互のコミュニケーションの長い歴史がある。この問題については、2-5で検討する。

⁴ この点についても、論者の人間観、仕事観を反映して、さまざまな議論がある。筆者にとっても、多くの人々にとっても、ベーシック・インカム導入論の中心的論点である。

⁵ たとえば、Frankman 2004, 2008などの同氏の一連の論考、Global Basic Income Foundation 2004, Okanouchi 2010 など。

ことは可能だ。ただし、お金は物価の変動によって価値をなくすことがある。お金のレベルでの試算は、信用できないという人がいるかもしれない。そのとおりだ。経済的に最も重要なのは、お金よりも先に、まず人々の生活に必要な物資が生産されているかどうかだ。貨幣の問題は、分配の技術的問題にすぎない。その点で重要な事実は、すでに 1970 年代以来、全世界の食糧、衣料などの基本的な生活物資の生産能力は、世界人口の生存に必要な水準をはるかに追い越してしまったことだ。⁶人類は、歴史始まって以来の豊かな時代に突入した。コンピュータを活用した自動制御のロボット技術を用いて、あくせく働くことなく、全人類が、ゆったりと暮らしていけるほどの技術水準と生産力。それなのに、いつまでもなくならない飢餓と内戦。全世界を襲う失業と貧困。戦争の恐怖と競争に急き立てられて、膨大な兵器を含めて、無駄な新製品を造っては捨てることを繰り返してきたために、ついに、地球温暖化や累積した有害廃棄物によって、地球環境全体が危機に瀕している。⁷

地球上の多くの人々は、グローバル化した現在の社会の仕組みの中で、自分

⁶ 住宅と衣料については、異論はないだろうが、食糧については、異論があるかもしれない。したがって、この点の厳密な証明は、別個の統計的研究を必要とするかもしれない。だが、今日の食糧危機論には、食糧貿易のデータをもとに、価格高騰の見通しから食糧危機を論じる（それは 2008 年に世界各地に起こった食糧暴動を反映するものではあるが）ものが多く、全世界の食糧生産量、さらには、生産能力を全面的に問題にするものではない。そのような方法的問題も含めて、さしあたり、飢餓問題に関する古典というべき George 1975=1982, Lappe et al. 1998=1988 などの議論、またバイオ燃料開発の可能性を検討するという文脈からのものではあるが、最近の川島 2008 による食料生産統計の分析を参照されたい。なお、中国がアメリカなみの消費パターンに追随すると地球環境危機とともに深刻な食糧危機に陥るといふ、それ自体は重要な問題提起だが、一面的な Brown 2001=2005 に対する、川島 2009 の批判も参照されたい。

⁷ Lomborg 2001=2003 のような統計の使い方に関する批判もあるが、レスター・ブラウンらのワールドウォッチ研究所 (World Watch Institute) によって 1984 年から出版され、1993 年から日本語版も出版されるようになった『地球白書 (State of the World)』は、地球環境危機の全体的イメージと対策の方向性に関する有益な情報を多く含む。残念ながら地球人手当に関する言及はない。いったいどれほど地球が危機なのかというこの種の論争に際して方法論的に重要なのは、競争的な資本主義のもとでの生産能力のめざましい発展の仕方の中に、同時に、重大な問題と恐ろしい危険が含まれているという二面性と矛盾をつかむことであろう。ナチスの毒ガス使用のジェノサイド、アメリカの原爆投下、インド・ボパールの化学工場事故、そしてチェルノブイリにいたる原発事故に注目して、この問題をリスク社会論として展開した Beck 1986=1998 および、その発展として世界リスク社会論を説く Beck 1997a=2003, 1997b=2005, さらに Beck 2002=2008 などを参照。兵器生産全般については、中野 2001、核兵器や宇宙兵器について、Caldicott 2004=2008 などを参照。

の仕事と生活が、自分ためにも、人のためにも、あるいは地球環境のためによくないと気がついている。わかっていながら、生活のためにはしかたないよ、と今の暮らしを続けている。冷戦が終わっても北朝鮮やイランのような国がある限り、中国やインドのような不安定な大国がある限り、軍備強化もしかたがない、と認めてしまっている。

しかし、全世界の人々が、自分たち全員に一人残らず、つつましかだが、まっとうな生活を無条件で保障するのに必要なだけの物資くらいは、全世界の生産物から断固としてとりのけてプールして置くという点で、強く一致するとどうだろう。そして、実際に、分配をはじめてみるとどうだろう。この仕組みへの信頼感が高まるとともに、人々は、自分の判断で、一步一步、歩み始める。病的でない普通の人々は、そんなことをしなくても生活できるのに、人を殺す準備（殺される準備かもしれない）をして、人を殺す道具を造り続けるだろうか。⁸全世界の軍人や軍事組織で働く人々が、武器生産企業の労働者たちが、やる気をなくし、転職の道を選び始めるだけで、世界は、大きく変わる。さらに、ほかの人々も、いまの仕事にしがみつくことをやめ、自分と人と地球のためによりよい仕事と生活を選ぶ気になったらどうだろう。全世界の人々の自由な選択によって、グローバル化した人類の社会の仕組みそのものが大きく変わってくるかもしれない。⁹

⁸ Caldicott 2004=2008 第3章は、核兵器開発に従事する科学者に関する人類学的研究などに依拠しながら、破壊力の開発それじたいに異様な喜びを感じる人々について報告している。そのような職場では、自分の仕事に対して疑問を抱くことが病気とみなされるという。

⁹ 2000年にオランダのアムステルダムで設立され、2004年からウェブサイトを開設したグローバル・ベーシック・インカム財団（Global Basic Income Foundation）の議論を若干紹介しておこう。（ウェブサイトによれば、代表理事（Managing Director）として、René Heeskens、監事会（Supervisory Board）として、Paul Metz（議長・Chairman）、Michiel van Lunteren, Martin Drenthen の名前が挙げられている。）そのウェブサイトでは、「グローバル・ベーシック・インカムとは、すべての国のすべての人々に無条件に与えられる最低限の所得保障（guaranteed minimum income）」としたうえで、①基本的（Basic）、②無条件の（Unconditional）、③ひとりずつに（To each person）、④子どもにも（Children）、⑤グローバルに（Global）、という特徴についてさらに説明されている。以下、ウェブサイトからその内容を要約しておこう（Global Basic Income Foundation, n.d.）。

① 基本的な最低限のベーシック・インカムに加えて、人々は、さらに仕事を続けて収入を得ることができるし、さまざまな社会保険や疾病、失業給付などを受け取ることになる。飲用水、食糧、衣料、住居、プライマリー・ヘルスケア、教育に加えて、何が、基本的な生活に必要なかは、「気候条件や、文化的価値（cultural values）など」によって異なる。

-
- ② 労働の義務を条件とはしない。金持ちにも支給する。いかなる条件もつけずに、すべての人間が、生まれながらに受け取る権利を持つものとする。
 - ③ 家族形態や職業の違いによってどのような生活をしているかにはかかわりなく、ひとりひとりに対して、無条件に支給される。
 - ④ 全世界で数百万の子どもたちが、基本的な生活手段を奪われているため、生後すぐの子どもにも支給されるものとするのが望ましい。
 - ⑤ 国連のもとで、すべての国が合意することによって、導入されることになる。実際の支給にあたっては、国連のもとで設置される新しい国際機関が担当するか、あるいは、各国政府が自国民に対して国際的な標準とガイドラインに沿った形で支給する責任を負うということになる。

財源については、次のような3通りの方法か、それらの組み合わせが提案されている。

- ① 国連加盟国が、それぞれのGDPから同じ比率を拠出する。各国政府の国内での調達方法は、自由とする。
- ② 地球規模の課税。たとえば、大気や大洋のような人類全体に属するような、グローバルなコモンズ（共有財産）の使用（漁猟、海底採掘、海上航行や航空機の通行、電子通信機器による電磁波の通過など）に対する課税。さらに、気体燃料の使用、二酸化炭素排出、漁獲割り当て、さらに国境を越える環境汚染への課税。
- ③ 地球使用権売買制度（Earth Dividend System）の導入。地球の使用権市場を開設し、天然資源利用のために地球の一定部分の期限付きの使用を望む企業が、払い込む資金を配分する。

興味深いことに、次のような利点、難点、興味深い点が挙げられている。

まず利点としては、次の10点。

- ① すべての人間を飢えと極度の貧困から守ることができる。
- ② 環境破壊と人間の命を脅かす現在の経済のグローバル化の問題点を解決し、経済のグローバル化が、すべての人の利益となる。
- ③ 人々に、人間としての連帯の意識を与える。
- ④ 人間どうしの敵対を和らげ、人類共同で問題解決に当たる意識を作る。
- ⑤ 飢えと貧困に起因する暴力的紛争や環境破壊をなくす。
- ⑥ 生存のために費やされている人々の時間とエネルギーを、世界市民としての社会的・政治的な活動に振り向け、民主主義を強めることができる。
- ⑦ 賃労働への人々の依存をなくすので、低賃金、長時間、危険労働などがなくなる。労働市場が、自由で公正なものとなって、経済的搾取が防止される。
- ⑧ 人々が、自分の能力を自由に伸ばせるようになる。
- ⑨ 消費と生産中心の価値観を転換させ、人々が十分に考慮しながら、自由な市場を通じて、次の世代のために有用な仕事をするようになる。社会と人間性を改善させるポ

自由に生きるすべての人がなにかのきっかけで一文無しになって落ちぶれ、犯罪に走ることがないように、せめて最低限度の生活くらいは、社会で保障しようという考え方は、16世紀のヨーロッパに現れた(トマス・モア Thomas More、ビーベス Juan Luis Vives)。もっとも、ただしまじめに働く意思のある人だけ、といった制限はつけられていた。18世紀の終わりには、歴史的考察から私的所有権の正当性を疑い、すべての人に無条件で一定量の資産が与えられるべき、という考え方が現れた(コンドルセ Marquis de Condorcet、トマス・ペイン Thomas Paine)。この両者を結合して、無条件に生活を保障する所得を与えるという発想が現れたのは、19世紀半ばとされている(シャルリエ Joseph Charlier、J・S・ミル John Stewart Mill)。¹⁰しかし、全世界の飢餓や貧困や、

ランティア活動が発展する。

⑩ 単純な仕組みなので、検証しつつ、実行することが比較的容易である。

難点としては、次の2点。

- ① 政治、経済、文化的環境の違いから、導入に向けての、グローバルなレベルでの合意の形成が困難。
- ② 世界的に同一水準の金額を支給するとすれば、各国ごとの価格水準や経済状況や文化的背景の違いのために、かなりの混乱が起こる。だが、各国ごとに支給水準を変えるとすれば、仕組みが複雑となる。人々の勤労意欲に悪影響を及ぼさないような水準を決定するためには、きめ細かな実験が必要となる。

興味深い点としては、次の3点。

- ① ベーシック・インカムは、福祉国家に対する代替案として先進国で議論されているだけでなく、ブラジル、南アフリカなど、これから福祉制度を整備しようとする途上国で、単純で効果的で官僚機構に費用がかからない制度として導入が真剣に議論されている。
- ② 事実上のベーシック・インカム制度であるアラスカ恒久基金配当(Alaska Permanent Fund Dividend)の導入の結果は良好であり、貧困層の状況が改善され、合衆国の他州と比べて、貧富の格差が少なくなった。
- ③ 多くの貧困対策が提案されているが、いずれも、近い将来に貧困を解消する展望を打ち出せていない。抜本的で普遍的な対策が求めている。

¹⁰ さしあたり、Vanderborcht & Parijs 2005の第一章の英訳抜粋を「ベーシック・インカムの歴史(History of Basic Income)」として掲載しているBIENのウェブサイト(<http://www.basicincome.org/bien/aboutbasicincome.html#history>: 2009年8月20日取得)を参照。優れた入門的概観の書である山森2009も、歴史について触れている。ただし、「ベーシック・インカムの起源は16世紀よりも1000年以上古く、律令国家まで遡ることができるとも言える」(山森2009: 187)とする議論の方向には賛成できない。およそ共

生まれ（性別や民族的出自など）による差別、環境問題を解決する現実的な政策課題として、全世界的な無条件の最低生活保障の導入が提案されたのは、ようやく 1980 年代のヨーロッパからであった。¹¹ 当時、グローバル化する経済に

共同体というものは、定義からして、成員の対する何らかの生活保障の仕組みを持つ。問題は、その共同体成員がどこまで平等で、自由であるかということだ。最低限の生活を保障しようという構想が人類史上初めて出現したのは 16 世紀のヨーロッパ（トマス・モア、あるいはむしろビーベス）だとするヴァン＝パレイス（Van Parijs）の議論は、ルネサンスと宗教改革を経て、自分の肉体と自分の魂を自由に始末することを覚えた人間を念頭におきながら、なおかつ、最低限の生活保障が提起された点に画期的意義を見出すものだ。Van Parijs 1995=2009:14 が、「自己所有権（self-ownership）」という概念を用いて、「いかに民主的であろうと、各人に何らかの自己所有権を与えないとしたら、その社会は自由ではありえない」として、「市民は、彼自身に属するのではなく政治的共同体に属するのだ」と主張するプラトンやアリストテレスの共同体観念と近代的な自由を基礎とする政治的共同体とを明確に区別したのも、同じ共同体とはいっても、その成員が持つ自由の違いを強調したかったからではないだろうか。とはいえ、ヨーロッパ以外の地での思想的伝統の中に、ベーシック・インカムにつながる思想を見出すという方向には賛成である。とすれば、平等な人間たちの自然とのかかわりの中に生活保障とエコロジカルな調和を展望した 18 世紀の安藤昌益あたりから始めるのがよいのではないだろうか。

¹¹ Van Parijs 1995=2009:369、注 67 は、1980 年代から「全ての人々のための国連所得」を訴えてきた芸術家のパンフレット（Kooistra 1983、ただし筆者未見。コイストラは 1998 年に亡くなっているが、彼の遺志を継ぐ NGO である Stichting UNO-inkomen は今でもオランダを拠点に活発に活動しており、ウェブサイト（<http://www.uno-inkomen.nl/>:2009 年 8 月 20 日取得）から多くの情報が得られる）、さらにスウェーデンの哲学者による 1990 年の BIEN 研究大会での報告（Adler-Karlsson 1990）をあげている。Van Parijs 1995=2009 ; 368-9 も、「われわれは世界規模での十分な再分配メカニズムの導入、さらに言えば、終局的に個人を給付単位とするあらゆる人間を対象とした持続可能な最高水準でのベーシックインカムの導入という目的を追求せねばならない」と宣言している。ただし、「少数の国以外では適切にコンピュータ化された支払いシステムは利用できない」という「単なる技術的理由」によって、「この理念は政治的アジェンダとなるのは程遠い」と結論付けている（369）。とはいえ、その上で、グローバルな再分配をめざす世界規模のベーシック・インカムの議論を「素朴なユートピアとして軽々に退けられるべきではない」（同上）と擁護した上で、次のような二つの戦略を提起している。すなわち、これまでの国民国家の枠を超える EU のような方向性を持つ民主性の拡張（democratic scale-lifting）と、それとは若干矛盾する場合もあるが、現行国家の枠のままで、コンセンサスによって実質的にグローバルな再分配に近づいていく連帯的愛国主義（solidaristic patriotism）である（369-74）。このような哲学的アプローチに対して、カナダの政治経済学者フランクマンは、Frankman 1996, 1997a, 2002a, 2002b といったグローバルな課税問題についての歴史的考察も含む一連の論考、Frankman 1997b, 1997c, 2000 を経て、2004a に集大成される「グローバルな民主主義的連邦制（Global Democratic Federalism）」に関する仕事を踏まえて、Frankman 1998, 2001, 2002c, 2004b, 2005, 2008 などで、地球規模のベーシック・インカムについて

対応しきれずに財政破綻する福祉国家政策への対案として、全国民に対する無条件な所得保障政策が脚光を浴びるようになった。それは、ベーシック・インカムと呼ばれるようになり、¹²ヨーロッパ規模の研究ネットワーク(BIEN: Basic Income European Network)が作られた。21世紀を迎える直前には、地球規模のネットワーク組織(BIEN: Basic Income Earth Network)に発展し、ヨーロッパの少なからぬ政党がマニフェストに導入を掲げ、アイルランドや南アフリカでは、政権の政策課題として真剣に検討され、ブラジルでは、導入促進の法律まで作られた。日本でもようやく最近になって、このベーシック・インカムについての研究書や一般書の出版があいつぎ、政策課題としても検討されるようになってきた。¹³

の、財源に関する課税論を含む多面的な議論を展開している（これらの論文の多くは、同氏の個人サイト (<http://mfrankman.googlepages.com/index.htm> :2009年5月22日取得)からアクセスできる)。このような流れの中に先述のグローバル・ベーシック・インカム財団の活動がある。

¹² Van Parijs 1995=2009:56、注3は、ベーシック・インカムということばを最初に用いたのは、Tinbergen 1953 だとしている。さらに、その後1970年代半ばからオランダ語で同義語が広く使われるようになり、英語では、イギリスでのパーカーの議会報告 (Parker 1983) 以来広まり、同国での1984年のBasic Income Research Group創設の際に用いられ、さらに1986年のBIENの創設でも用いられるにいたったとする。

¹³ ベーシック・インカムをめぐる全世界の動向としては、BIENのニューズレターが各国ごとの動向を詳細に掲載している。前注8であげたBIENのウェブサイトの「リンク」からヨーロッパ・ネットワークだった時代の1980年代のニューズレターも含めて、PDFの形で取得できる。筆者は、2009年7月にチリのサンチアゴで開催された国際政治学会 (International Political Science Association: IPSA) の大会 (3年に一度開催される各国の政治学会の連合体の研究大会。詳しくは、IPSAのウェブサイトを参照) に参加したが、主要テーマセッションのひとつとしてベーシック・インカムのパネルが設置され、大規模なセッションになると、強烈な使命感に燃えたブラジルの上院議員でもあるスプリシー (Eduardo Matarazzo Suplicy) 氏や IPSA 元会長のキャロル・ペイトマン (Carole Pateman) 氏とが、必ず発言を求めてベーシック・インカムの理念を話題にし、経済ではなく、政治の問題であることを強調していたのが印象的であった。また、2010年6月にブラジルのサンパウロで行われた BIEN 世界大会にも参加して報告した。筆者も含めて日本から5名が報告したほか、インドネシア、韓国、イランなどからの報告が議論の広がりを示していた。日本語で手に入るものとしては、前述の山森 2009 や Parijs1995=2009、2004=2008、英語圏を中心してヨーロッパ全体にまたがる論争について、斉藤 2006a、2006b、2008、Fitzpatrick 1999=2005、菊池 2006、西岡 2004、フランス、イタリアなどのラテン系ヨーロッパの論争について、Lazzarato2002=2007、Negri1998 =2007、Fumagalli & Lucarelli2007=2007、Caille 1996=2007、やや早い時期のイギリスの中心的

日本での議論に影響を与えている理論家としては、やや乱暴な分類だが、エコロジー系のアンドレ・ゴルツ (André Gorz) やジェームズ・ロバートソン (James Robertson)、福祉国家論のクラウス・オッフエ (Klaus Offe)、正義論の

論者のひとりである Robertson 1985=1988、最近の市民年金構想との関連で藤森 2006、1960年代アメリカでの興味深い論集で、エーリッヒ・フロム (Erich Fromm) やマクルーハン (Herbert Marshall McLuhan) など、広範な分野の人々が寄稿している Theobald(ed.)1966=1968、フランスについて、都留 2004、原田 2007、ドイツについて、Werner2005=2007、2007=2009、小野 2007、2008、スウェーデンについて両角 2006、南アフリカについて、牧野 2006、2007、ブラジル、アルゼンチン、ベネズエラについて、廣瀬 2007、などがある。日本については、社会政策の立場からの小沢 2002、2007、そして日本における導入について論じた武川編 2008 の諸論文や座談会の議論、日本での経済的な実行可能性についての吉原 2009、経済学からの浦河 2007、緑の政策との関連での福士 2006、環境経済学からの片山 2008、公共哲学からの塩野谷他編 2004 の諸論文、政治哲学の熟議民主主義との関連での田村 2004、日本国憲法の勤労の権利と義務との関連について論じた實原 2007、同じく法学から秋元 2008、教育学から、若者自立支援政策との関連での横井 2006、勤労倫理に関する新谷 2008、などを参照。さらに山森・橘木 2009 のような経済学の立場からの対談、さらに立岩真也・斎藤拓 2010 も出され、その第3部に便利な文献案内がある。また、2010年3月のBIEN日本支部創設大会を受けて、『現代思想』2010年6月号で「ベーシック・インカム」の特集が組まれている。現実政治のレベルで問題にされたのは、2004年10月15日に当時の民主党参議院議員朝日俊弘氏が参議院本会議で「ベーシック・インカムの導入は考えているか」と質問したのに対し、当時の小泉首相が「わが国の社会保障政策の基本は自助と自立だ。すべての個人に対して無条件に最低限の所得保障を与えることに対して国民の合意を得るのは難しい。」と答えたのが、最初のものであり、その後参議院の各種委員会でも議論になっている。また2004年には、中村敦夫氏らの「みどりの会議」が、公約に「年齢にかかわらず所得を失った段階で受給権が発生する基礎所得保障制度」を掲げた。以上の日本の政治における動向については、斎藤拓氏による「ベーシック・インカム」と題するサイトの「日本での言及」の項目によるが、そこからは原資料へのリンクもある (<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/gsce/d/b03.htm> :2009年5月31日取得)。さらに2009年になって、「新党日本」が、manifestoにベーシック・インカムを入れた。同党代表の田中康夫氏は、山崎元氏の議論に基づくとして、「国民配当」として、一人当たり5万円を配れば、総額70兆円となり、現在の社会福祉の支出80兆円を振り向けて小さな政府にするだけで可能である、としている。田中氏は、小さい政府が実現し、労働組合が不要になるという二点で、「目から鱗」とし、ベーシック・インカムを評価している。(新党日本のウェブサイトにある2009年1月以降のテレビ番組の動画など参照。http://www.love-nippon.com/mov_tanaka_basic.htm#4 :2009年5月31日取得)。

ヴァン・パリース(Van Parijs)、そして帝国論のアントニオ・ネグリ(Antonio Negri)およびマイケル・ハート(Michael Hardt)が挙げられるだろう。ベーシック・インカム論を中心に研究しているヴァン・パリースを除けば、いずれも、グローバル化を含めて、現代社会論の広範な論点をカバーする論客である。そして、それぞれの独自の理論構成の中に、ベーシック・インカムの導入を位置づけている。

もともとベーシック・インカムの発想は、国家の枠を超えて、全人類を対象とするものであった。¹⁴しかし、より現実的なベーシック・インカムの導入をめぐる議論に熱中するうちに、この点が忘れられ、いつのまにか一国規模の導入が前提とされてしまうことは、日本のみならず、BIENなどの国際的な議論の場合でも同様である。だが、今日ほどグローバル化進んでしまった状況のもとでは、一国規模のベーシック・インカムの導入は、地球規模の連携なしでは、決してうまく機能しないだろう。¹⁵さらに筆者は、一国規模のベーシック・インカム(もどきというべきか)が、たとえばイスラエルの場合のように、グロテスクなナショナリズムに流用される危険性を考えるとき、あくまでも地球人手当の導入を展望するという立場をつかんで離さないことが重要だと考える。¹⁶

それにしても、地球人手当の導入についての合意は、さしあたりは、ローカ

¹⁴ Van Parijs 1995=2009 の最終章最終節(6.8)の論理展開を参照。

¹⁵ フランクマンは、国際労働力移動を含む、世界的な労働力の流動化、失業の増大を指摘しながら、「惑星規模の市民所得(Planet-Wide Citizen's Income); 地球規模の人種隔離政策(Global Apartheid)への対案」と題する論文で、次のように宣言する。「このようなグローバルな相互関係の広がりによって、もはや政治的に意味のある局地的な『解決策』は不可能になった。単純化して言えば、すでに安定した地球規模の統合市場は、地球規模のセイフティ・ネットを必要とする。国民的な所得保障の仕組みを導入することをもっとも熱心に訴えているフィリップ・ヴァン・パリース(Philippe van Parijs)の言葉を使えば、普遍的=世界的な社会配当(a universal social dividend)こそ、『すべての人にほんとうの自由(Real Freedom for All)』を提供するだろう。地球規模の公共財政の仕組み(a global system of public finance)に支えられた、地球規模の市民所得(a global citizen's income)の導入によって、すべての国は、環境や社会を破壊する諸政策を、競争の名のもとに追及する必要がなくなる。私の見解では、人々のためになる世界規模の経済的な仕組みを作り上げるには、人々のためになる政治的な仕組みを作ることが必要である。すなわち、局地的なレベルから、地球規模のレベルにいたるあらゆるレベルで、民主主義的な制度と実践を作り出すことが必要だ。」(Frankman 1998)

¹⁶ イスラエルに在住するユダヤ系住民が、男女問わず課せられている兵役義務の代償として年金、医療、保険などの優遇措置を受け、事実上の最低生活保障が行われていること、それが、アラブ系住民との間の差別、さらに占領地住民との間の差別にとなっていることについては、さしあたり、岡野内 1997 を参照。

ルなレベルから始めねばならない。本稿は、日本でのベーシック・インカムに関連する議論の状況をにらみながらも、国際的な議論への介入の準備となるように、論点を整理する試みである。¹⁷さらに、グローバル化に関する議論を一步進める試みでもある。¹⁸さまざまに批判をいただきながら、議論が広がっていけば幸いである。

2. 実現したらどうなるの？ —批判のための理論的視角—

2-1. みんなが殿様！—階級分析—

地球人手当が実現している世界を階級の視点からみれば、どのように分析できるだろうか。¹⁹

第一に、地球上すべての人間が、生活できるだけの所得を保障されるのだから、自分の労働力を時間決めて売らなければ生活できない人は、地球上から存在しなくなる。すなわち、近代的な賃金労働者階級は、社会階級として消滅する。もちろん、多くの第三世界や一部先進国でも見られる、近代以前のな奴隷労働や児童労働、長時間労働や危険労働も消滅する。また失業者に対する保障制度の発達していない諸国で失業者が陥っている貧困も解消される。

第二に、地球人手当のように、無条件で、生活に必要な物資の供給を保障さ

¹⁷ 前注 12 で触れた日本の諸文献では、もっぱら一国レベルの導入が前提となって議論が展開されている。たとえば、「BI の主張は世界規模の BI という話に当然なるのだが、その実現は、まず直感的に、たいへん困難なことのようと思われる。…人はたくさんいるのだが、生産が過少である。」(立岩・斎藤 2010 ; 79) とされる。わずかに斎藤 2004 が、「世界規模のベーシック・インカム」への関心を示して 2002 年の BIEN 大会報告から関連の文献紹介を行ない、環境経済学による地球環境問題への取り組みの観点から片山 2008:68-73 が、環境権型としてロバートソンのグローバル・ベーシック・インカム構想 (Robertson 2005)、所有権型としてヘースケンスの「地球配当」論(Heeskens 2005)などを紹介し、山森 2009:245-6 が、「環境問題と貧困問題をグローバルな視点で結びつけよう」とする構想として、その「地球配当」論と、温室効果排出ガスへの課税を財源とするブシラッキの「地球ベーシック・インカム」論(Busilacchi 2005)に触れているのみである。

¹⁸ グローバル化の議論は、ついに、コスモポリタニズムに移行しつつあるが、ここでも、地球人手当のような議論は、ほとんどなされていない。そのために、議論が抽象的なレベルに具体的な政策を志向する議論になりえていないように思われる。哲学的正義論の立場から世界の貧困問題に挑み、地球資源配当論を提案する Pogge 2008=2010 は興味深いが、それは貧困層のみを対象としたものであり、ベーシック・インカムではない。

¹⁹ 階級をはじめ、ジェンダー、ネイション、エコロジー、公共圏といったキーワードで示される概念との関連で、社会開発理論を整理するという筆者の試みについては、岡野内 2004 を参照されたい。

れる階級にもっとも近いのは、ヨーロッパや日本の封建社会で見られた、底土権に基づいて徴税権を行使する領主階級であろう。封建領主たちは、生産と流通に携わる農民や手工業者や商人たちが、農地や作業場や店舗を所有することを認めたが、それは、上土権としてであった。領主階級は、重層的な土地所有観念にもとづいて、底土権としてそれらの土地の所有権を主張し、それを根拠に自分たちの生活に必要なお金あるいは生産物を徴収したのである。これと同様に、地球人手当を支給する全人類は、地球上の全経済活動を課税対象として、全人類が生活するのに必要な基本的生活物資（あるいはそれを代表する価値部分）を徴収し、全人類がそれぞれの居住地で基本的な生活を送ることができるように、実質的に平等な分配を行うのである。すなわち、地球人手当とともに、全人類が新しい単一の領主階級になる。

第三に、全人類が、領主階級になったからといって、地球上から、他の階級の姿が消えるわけではない。なるほど、地球人手当をもらうという点では、すべての人類が、単一の領主階級という社会階級を形成する。しかし、封建時代の領主階級の中には、鉱山などの経営を行い、資本家階級としても機能する人々もいた。また、領主階級の下層（下級武士など）の中には、家族とともに問屋制的な手工業品生産に従事して、同時に労働者階級として機能する人もいた。現代でも、零細企業の資本家（出資者）の多くは、同時に賃金労働者でもある。さらに、労働者が出資者となって運営する労働者協同組合企業（ワーカーズ・コレクティブ）では、資本家と労働者が同一人物の中で一体となっている。地球人手当をもらうすべての人は、新しい領主階級として地球人手当を受け取ると同時に、副業として、ある人々は、資本家の役割を果たして自分の資金を投資し、ある人々は、労働者の役割を果たして自分の自由な時間を使って賃労働に従事するということになる。すなわち、副次的な階級関係として、資本家と賃労働者との関係、さらに近代的地主階級とそれらの諸階級との関係も残るだろう。

第四に、それにもかかわらず、全人類が、領主階級としてのみ機能することを選び、副業として資本家や賃労働者として生産と流通に従事する人間がいなくなった場合は、領主階級みずからが、生産と流通に従事せざるをえなくなる。それは、ストライキが長引いたときに、管理職が駆り出されて、機械などの労働手段を動かすのに似ている。あるいは、数年にわたって籠城する領主階級の人々が、自ら城内で作物を作り、自給するのと似ているというべきか。そこでは、自分たちの消費に必要な以上のもののために労働することは一切なく、本当に必要なものだけが、必要なだけ、作られることになるだろう。地球人手当を支給するような人類のもとでは、ロボット生産や自動制御の技術がフルに活用され、実際に人間が労働に従事する時間は、極限まで減らされるだろう。と

はいえ、基本的な生産手段、農地や工場や生産・流通設備が、会社や個人の所有のもとにあるままで、地球手当が導入されるとすれば、このような事態は、全世界規模で、資本家が生産サボタージュを行うか、労働者がゼネストを行うかの場合以外には、ありそうにない。その場合には、いずれにせよ、それらの生産手段は、地球手当の支給のために、接収され、強制使用されることになるだろう。かつてのソ連や東欧型の社会主義的な生産手段の社会化である。しかし、その場合でも、ボランティアで労働に従事して必要な生産・流通に従事してくれる人が十分にいれば、ただちに労働の義務制を導入する必要はない。すなわち、地球手当が支給される世界のもとで、副業として資本家や労働者として機能しつつ生産を行うことを選択するものがまったくいなくなった場合、そしてボランティアによって必要最小限の生産・流通活動が運営されない場合、地球手当の無条件支給の原則が破綻し、労働の義務制を導入する必要が生じてくる。

第五に、すべての人類が新しい領主階級の一員となった状況のもとでは、副業として、資本家あるいは賃労働者として機能する人々の間の副次的階級としての力関係は、大きく変化する。さしあたりは、労働者の機能を果たす人々にとって圧倒的に有利になる。いやな仕事をしなくても生活していけるのだから、魅力のない仕事、低賃金、長時間の労働に従事している労働者は、どんどんやめてしまうだろう。それでも働こうという労働者たちの要求によって、賃金は上がり、労働条件は改善されるだろう。魅力のない職種、職場、さらには、魅力のない産業は、労働者不足によって消滅することになるだろう。しかし、魅力のない職場をやめた労働者が、魅力的な職場や職種、産業に殺到することによって、魅力的な職場や職種、産業の賃金は、場合によってはゼロにまで下がるだろう。地球手当があるかぎり、労働者は、ゼロの賃金でも生活できるからである。労働組合は、賃金下落に抵抗するだろうが、マイナスになるのを阻止する以上にその闘いが社会的支持を得るのは困難かもしれない（最低賃金法も同様であろう）。すなわち、地球手当が支給される条件のもとでは、労働者の賃金は、職種によってはゼロにまで下がりうるが、それにもかかわらず、労働者の状態は、全般的に改善され、危険で過酷な職種や職場において改善は著しくなる。

第六に、資本家として機能することを選ぶ人々は、地球手当プラスアルファの収入を求めてあえて賃労働者として働こうとする人々を惹きつけるだけの賃金と労働条件を設定して、賃労働者を確保することに、もっとも苦勞するであろう。労働者を惹きつけるための高賃金は、生産物（サービス）価格に転嫁されるから、社会的に必要なない物資やサービスを提供する産業の利潤は低下し、投資が鈍り、そのような産業じたいが、次々と淘汰されていくだろう。

逆に、労働者にとって魅力のある産業は、労働者と資本家をひきつけ、発展するだろう。すなわち、地球人手当の導入は、労働者の状態を改善する方向で、産業構造を転換させる。

第七に、地球人手当というセイフティ・ネットが完備されることによって、事業の失敗によって路頭に迷う心配がなくなるため、小規模自営業の起業が容易になる。また、都市の零細業者や農山漁村の農林水産業の自営業者も、より自由な事業展開ができるようになる。すなわち、地球人手当の導入によって、ローカルな市場経済が活性化されることになり、零細な自営業者（プチ・ブルジョア階級！）として機能する人々の数は増大するだろう。

第八に、世界のどの地域に住んでも、その地域の標準的な生活水準が無条件に保障されるために、生活維持のために職を求めて遠方に移住する人は少なくなるだろう。つまり、生計を維持するためという、農村から都市への出稼ぎや、第三世界諸国から先進国への出稼ぎへの強力なプッシュ要因がなくなる。むしろ、地球人手当を支給されるにしても、基本的に解決されないような過密都市の住宅環境の劣悪さがプッシュ要因となって、都市から農村への、あるいは、先進国から第三世界諸国への出稼ぎ人口の逆流が起こるかもしれない。すなわち、地球人手当は、一国内での都市と農村の間での過疎過密問題、世界規模での急激な国際労働力移動の問題を引き起こした主要な要因を解消することによって、これらの問題を基本的に解決する。²⁰

第九に、すべての人類が、単一の新しい領主階級となって、地球人手当を支給し続けるためには、資本家や労働者や自営業者といった副次的な階級への帰属意識を圧倒するような、安定した階級意識、同じ階級に属するものとしての連帯感が必要である。それは、巨大多国籍企業の活動の完全な自由を保障する20世紀末以来の世界経済の仕組みが、人類全体に耐え難い不正義をもたらしており、この不正義を正すために、地球人手当のような新しい仕組みが必要だという世界的な議論の中で形成されるだろう。その際、社会階級としての賃金労働者階級が消滅することによって不利益をこうむる資本家階級以外の人々は、前述のように地球人手当の導入によって利益を得るので、新しい領主階級の形成に賛成するであろう。すなわち、地球人手当の導入を支える新しい領主階級は、巨大多国籍企業を規制しようとする世界経済の仕組みの改革運動の議論の中から、全世界の労働者階級や自営業者階級などを中心とするさまざまな人々（マルチチュードといってもいい）によって形成されていくだろう。

2-2. さようなら家族依存！；ジェンダー・エイジ分析

²⁰ 中東とポルトガルをめぐる国際労働力移動の事例研究である岡野内 1994、2000 をふまえた問題提起として、岡野内 2010 を参照されたい。

次に、地球人手当が導入された状態を、ジェンダー（性差）およびエイジ（年齢差）の視点から分析しよう。

第一に、地球人手当は、男性、女性、老人、子どもの別なく、平等かつ無条件に、個人に対して、生活に必要なだけの物資が得られるような所得として支給されるために、先進国のみならず、第三世界諸国における家族の状態を一挙に変えてしまうだろう。すなわち成人男性を最大の稼ぎ手とすることで維持されてきた家父長制的家族の経済的基盤が、消滅する。家族は、基本的に、それぞれの成員が経済的に自立した、自由で平等な個人による自発的な共同体となる。

第二に、その結果、女性に対するエンパワーメントが一挙に実現する。地球人手当によって、女性が一人でも自活でき、子ども連れでも自活できる条件が整うために、生活のために結婚する必要もないし、生活の心配のために離婚できないということもなくなる。女性が結婚相手や家族からの常習的な家庭内暴力の犠牲者となったり、性奴隷的な労働や、差別的な賃金のもとでの労働を余儀なくされたりといった現象も消滅するだろう。またとりわけ多くの第三世界で見られるように、結婚した女性が子どもを産む機械として、ひたすら出産を強制されることもなくなるだろう。すなわち、経済的に自立できないゆえに女性がこうむってきた抑圧が解消される。

第三に、子どもの権利が、経済的裏づけによって保障されるようになる。子どもの存在そのものが、所得の源泉になるのだから、第三世界のいくつかの国で見られるような、養育費を捻出できないために親や保護者が子どもを売り渡すような、児童労働や子ども人身売買は、根絶される。さらに、子ども自身が地球人手当を受給する権利をもつことから、後見人としての家族の一員から家庭内暴力などの不適切な仕打ちを受けた場合でも、そのような後見人家族と離れて暮らすことが容易になる。

第四に、老人の権利も、経済的裏づけによって保障されるようになる。多くの先進国では、老齢年金や社会保障制度によって、高齢者の生活は基本的に保護されているが、多くの第三世界諸国では、そのような社会保障制度はない。したがって、老後の社会保障として、自分を扶養してくれる子どもをたくさん産むという女性に負担をかける風習を支える経済的条件も解消される。

第五に、先進国でも第三世界でも深刻化している、若い男女の経済的自立が困難であるがゆえに結婚が困難になっているという若者の問題が解決されるだろう。

第六に、男女がそれぞれ経済的に自立し、子どもが生まれた場合に子どもの養育費用も保障されるという状況のもとでは、人々の性的行動が経済的考慮に

よって左右されることが基本的になくなる。さらに、地球人手当によって、長時間労働に従事する必要がなくなれば、男女間のさまざまなレベルでの交流とコミュニケーションを発展させることがより容易になるだろう。このような状況は、グローバルに進む性の商品化、性産業のグローバル化を需要の側面から阻む方向に作用するだろう。

第七に、家族を養う義務を負う男性役割に伴う心理的負担から男性が解消されることによって、しばしば暴力的で、権威主義的な男性中心の家父長的文化が、根底から変化してくる可能性がある。

2-3. 隣近所で作る新しい民族；民族・エスニシティ分析

次に、民族あるいはエスニシティの側面から分析してみよう。

第一に、地球人手当は、民族や国家の枠を越えて、実際に全世界の人類の生産物（生産物に対する請求権）を分け合う、地球人の共同体を作り出す。それは、直接目で見ることができないという意味では、想像された共同体にすぎないが、地球人手当によって生活物資を購入して消費することによって、からだ全体で、地球規模の共同体の意思を受け取り、存在を感じることができる。その意味では、現実の共同体である。すなわち、地球人手当は、全世界の個人を成員として、相互に生活を保障しあう地球規模の共同体、すなわち地球人共同体を、事実上、作り出してしまふ。

第二に、地球人手当の導入は、第三世界の多くの民族紛争において人々を動員する要因となっている経済的な生活の困難を解消する。先進国の場合でも、徴兵制のない国では、有利な職を得ることが困難であるがゆえに貧困層が軍隊に加わる場合が多いことが指摘されているが、第三世界では、正規軍であれ、民兵であれ、テロリストと呼ばれる反政府的なゲリラ集団であれ、生活苦や就職難からこれらの戦闘集団に加わる場合が多い。歴史的な屈辱や虐待の記憶、実際の政治的弾圧や法的差別をもとに、民族解放のイデオロギーが形成されるが、それが激しい武装闘争の形をとるのは、経済的な生活困難を伴う場合であろう。民族解放後のユートピアは、必ず経済的な生活困難から解放された状態として描かれる。地球人手当の支給によって、基本的な生活が保障されれば、あえて自分あるいは他人の命を危険にさらす武装闘争によって目的を達しようとする民族解放組織は存続が難しくなるだろう。それは、民族紛争に対処するという理由で軍備強化している政府についてもあてはまる。すなわち、地球人手当の導入によって、民族対立の諸問題の武力によらない解決をめざす話し合いが促進される。²¹

²¹ テロの時代といわれるのと同時に、かつてないほど、第三世界諸国で、非暴力の話し合

第三に、地球人手当の導入には、個々人に対する支給手続きにかかわる事務作業と、支給された手当が、基本的な生活を送る上で十分なものであるかどうかをその地方の実情に即してモニターする必要から、地方自治体すなわち住民コミュニティによる小規模の住民自治組織の存在と、その公正で効率的な運営が必要だ。すなわち、地球人手当は、全世界に、透明性の原則をもつ小規模の住民自治組織を作り出す。

第四に、地球人手当の存続のためには、地球上のあらゆる経済活動を対象として課税を検討しつつ財源を確保する必要があるために、つねに人類全体の意思として、地球人手当を存続させる意思を確認し、表明していく必要がある。そのような意思表示と確認のもっとも基礎的な組織は、地球人手当の支給を担当する前述の小規模の住民自治組織となるだろう。地球人手当が、性別年齢の区別なく個々人に対して支給されるものであることから、それに対応する住民組織も、あらゆる個人の参加を促すことになる。すなわち、地球人手当は、その支給のために全世界に作られた、小規模の住民自治組織の民主主義的運営に支えられることによって、存続する。

第五に、地球人手当を支える小規模住民自治組織が個々人の生活保障に根ざして運営されていくことになれば、人々の帰属意識も、その住民自治組織への帰属を基礎として、地球人としての連帯を意識するものとなってくるだろう。しかも、前節で検討したように、家族は、すでにそれぞれが地球人手当を受け取る個々人の自由な結合組織に変化している。とすれば、小規模住民組織は、自由な個人がある地域での居住を通じて結合する、個人主義的な部族集団のようなものとして、意識されるようになるだろう。すなわち、地球人手当は、小規模住民自治組織への帰属意識を強化するだろう。

第六に、一方で地球人共同体への帰属意識が作られ、他方で小規模住民自治組織への帰属意識が強まるにしたがって、近代以後に強化されてきたネーションあるいは国民国家への帰属意識が相対的に弱くなるだろう。すなわち、地球人手当は、ナショナリズムの拡大や暴発を抑える方向で作用する。

第七に、地球人手当を支給できる体制への移行は、20世紀末以降の全世界の国民国家の動向の中から展望できる。経済的には、ほとんどの国は、WTOへの参加を通じて、近代的な国家主権を超える経済体制の整備を進めてきた。法的には、世界人権宣言に始まり、国際人権規約その他の諸条約など、国際人権法が強化され、国際司法裁判所（ICJ）から国際刑事裁判所（ICC）の設置に至る制度的な整備も進められてきた。政治的、軍事的にも、冷戦後のアメリカ中心の一国主義の強まりという紆余曲折はありながらも、その憲章の中で世界連邦的な統治機構を目指すことを掲げる国際連合は、決定的に弱体化してきてい

いによる人権問題解決の努力が進められていることについて、岡野内他 2007 を参照。

るわけではない。近代国民国家体制発祥の地であるヨーロッパから、EUのように、小規模住民自治体を強化すると同時に、旧来のネイションを越えた帰属意識を作り出すような、民主主義的な連邦制を強化する方向を持った動きが、紆余曲折の中で進められつつある。すなわち、グローバル化しつつある国民国家自身が、民族の壁を越えて、地球人手当を支給する体制への移行を求めていく可能性がないわけではない。²²

2-4. だいに使おうみんなの地球；エコロジー分析

次に、エコロジーの側面から分析してみよう。

第一に、地球人手当が導入されることによって、地球上のすべての人々が、無条件に生活物資を保障されるとすれば、これまで、地球と生態系のことを考えるとよくないとはわかっていながら、生活のために続けられてきたさまざまな環境破壊的な生産活動が、農林水産業をはじめとするあらゆる産業の自営業者や労働者によって、自発的に消滅させられるだろう。すなわち、地球人手当の導入によって、人々は、生活のために環境への配慮を犠牲にする必要がなくなる。

第二に、地球人手当の導入によって、過酷な労働条件のもとで働く多くの労働者が、職場を離れることによって、産業構造全体が大きく転換するが、その過程で、生活必需品中心の産業構造が形成されるだろう。それまでの、兵器生産を含む奢侈品生産部門は縮小されるだろう。すなわち、労働者不足による産業構造の縮小的転換じたいが、地球環境への圧力を減少させるだろう。

第三に、前述したように、都市から農村への人口移動が起こるだろうが、その過程で、衣食住に必要な物資を自家生産しようとする動きが広まるだろう。そこでは、安全な有機農業や無農薬栽培、無添加の自然食品の生産の動きが広まるだろう。すなわち、地球人手当によって、地産地消の有機農業や基礎的生活物資の自家生産が促進されるだろう。

2-5. 三度のただ飯でゆっくりミーティング；公共圏分析

最後に、公共圏の視点から分析してみよう。

第一に、地球人手当によって、生活のための労働から解放された人々は、私

²² ネイションを超えていく新部族主義という筆者なりの展望について、岡野内 2009 を参照。また、その視点を、パレスチナ問題に適用して、解決への展望を示すものとして、岡野内 2008-9 を参照されたい。グローバル・ベーシック・インカム導入との関連では、2009 年 10 月にイスラエルのハイファで行われた国際ワークショップおよび 2010 年 5 月の日本中東学会で、パレスチナ問題に即した問題提起を行った。

生活のための時間の充実のみならず、公共の場での議論に参加するゆとりと暇とを手に入れる。すなわち、後期資本主義社会において、マスメディアによる大衆操作の場になってしまい、大衆は、拍手をするだけの場になってしまった公共圏を変革すべく、人々が公共の場での議論に参加する条件が整う。

第二に、前述のように、小規模の住民自治組織が重要な役割を果たすようになるにともなって、顔を付き合わせる直接のコミュニケーションが可能な、小規模住民自治組織が、諸個人が平等な資格で参加する新しい公共圏として世界的に大量に形成されることになる。

第三に、先進国はもとより、すでに多くの第三世界地域でも、インターネットなどの通信技術の普及によって、人々は、多面的な情報を瞬時に入手しながら、また、地球規模のネットワーク的な連携をもって連絡を取り合いながら、小規模住民自治組織での議論に参加することができるようになる。すなわち、直接的コミュニケーションの公共圏である小規模住民自治組織は、その構成員がインターネットを駆使して形成する地球規模のネットワークを通じて、地球規模の公共圏を構成する可能性を持つ。

第四に、地球人手当によって、生活に余裕のできた人々は、小規模住民自治組織での議論を基礎に、世界的なネットワークをもって連携をとりながら、過去の不正義にかかわる正義回復の問題を提起することになるだろう。それは、あたかもパンドラの箱を開けたかのように、際限なく噴出してくることだろう。過去の暴力だけでなく、植民地時代にさかのぼる先住民からの土地収奪などの土地問題がその中心を占めることになるだろう。しかし、地球人手当によって、それらの問題についても、じっくりと時間をかけて、調査と対話を繰り返しながら、非暴力的に和解と解決の道を探ることができるようになるだろう。すなわち、地球人手当は、過去の侵略の不正義にかかわる正義回復を迫る道を開く公共圏を提供する条件を切り開くことができる。²³

3. ほうっておけない世界のルール！；導入にかかわる倫理の問題

地球人手当導入にかかわる倫理の問題として、次の五点を指摘したい。

第一に、傍観者でいることが許されるか、という問題である。すなわち、全世界には飢餓と貧困に苦しむ人々が数億人いるときに、多くの先進国や大都会では、肥満がふえ、大量の食物や生活物資が活用されないまま廃棄されているという現実。このような現実を前に、何かをしよう、何かできることをしよう

²³ ここでの公共圏のイメージは、筆者が2005-6年にニュージーランドで行った、先住民の権利問題の調査に基づいている。岡野内2006を参照。

何をなすべきか、という問いが、1970年代半ばのアフリカの飢餓問題以来、世界を動かしてきた。世界的に飢餓と貧困に苦しむ人々の救済を訴えるキャンペーンが行われ、人々は、NGOを作り、各国政府は、直接ODAで、あるいは国際機関を通じて人道的援助を強化した。それ以来すでに30年になるが、世界の世論は、飢餓と飽食がこの地球上に同時散在するという現実の傍観者であることを許してはいない。²⁴

第二に、いつまでも同じ失敗を繰り返していいのか、という問題である。これは、いわゆる「援助疲れ」という現象と関連している。当初の緊急援助から、農村が自立できるような、さらに都市の貧困層が自立できるような、自立をめざす援助が追及された。そのために、道路や通信設備などの産業基盤への援助が強化された。もっとも、当初から巨大多国籍企業の地球規模の利潤追求活動こそが第三世界の飢餓と貧困の原因であり、多国籍企業の規制なくして、問題の解決なし、という議論は行われていた。しかし、このような多国籍企業規制論は、1980年代以降、規制緩和を説く新自由主義経済理論に圧倒されてしまう。むしろ多国籍企業の受け入れによって経済発展し、そこから滴り落ちてくる利益によって、第三世界を飢餓と貧困から脱出させようという政策が採られた。なるほど多国籍企業に選ばれた若干の国は、債務累積と構造調整による貧困層への犠牲の強要を代償として経済発展したが、1997年と2008年の世界的な金融危機が示すように、むしろ経済的には不安定になり、世界全体の飢餓と貧困も解決しなかった。こうして、いっこうに解決されない飢餓と貧困の現実を前に、「援助疲れ」が語られるようになった。飢餓と飽食の現実をなんとかしなければ、という人々の思いが裏切られたのである。援助は失敗であった。それは、同じ失敗を繰り返したくないという健全な反応である。すなわち、これまでの援助とは、根本的にちがったやり方が求められている。地球人手当の導入は、その有力な代替案となるだろう。それは、多国籍企業の規制という古くからの課題をからめ手から実現する道でもある。²⁵

第三に、そもそも生活できるだけの稼ぎが得られる仕事の数が限られているために、だれかが得られなくなってあぶれてしまうというルールはひどすぎないか、という問題である。WTOが目指している規制のない自由な世界市場は、この問題を考慮に入れていない。つまり、人間はだれでも、がんばれば、生活できるだけの稼ぎの得られる仕事につくことができる、ということが前提されている。これは完全雇用をめざす経済政策の前提であるだけでなく、多くの国々

²⁴ このような倫理的問題について挑んだスーザン・ジョージの著書（『ルガノ秘密報告』）に関連して、岡野内2002を参照。なお、Pogge2008=2010も参照。

²⁵ 多国籍企業の規制問題について、岡野内2001を参照。いわゆるBOPビジネス論はこの対極をなす。

でも漠然と人々に共有されている観念ではあるが、事実には反している。女性と労働意欲のある高齢者をも含めるならば、これまでに完全雇用を達成した国はない。家族のためにする子育てなどのケアの仕事では、賃金を得ることができない。技術発展によって常に、労働力は削減され、労働は、単純化し、機械やコンピュータに置き換えられていく。それは、雇用の場では、低賃金のいわゆる非正規労働者の増大として現れてくる。これは、一見平等で公正な自由競争に見えるが、必ず生活できない脱落者を出す。したがって、生活のルールとしてみれば、バトル・ロワイヤル、あるいはロシアン・ルーレットに比すべき、残酷で不条理で、倫理的には退廃的なルールというべきであろう。もとより、これに対しては、すべての人々に、仕事を割り当てるというソ連以来の社会主義のやり方がある。そして、仕事とは無関係に、生活を保障するというベシック・インカムやり方がある。

第四に、世界規模で見たときの人生の出発点の不平等は、放置できないのではないか、という問題である。ユニセフは、すでに1970年代から、全世界の子どもたちに、平等に、基礎的な栄養と生活環境、保健・医療サービス、教育を保障すべくキャンペーンを行い、活動してきた。子どもについては、平等にその生活を世界的に保障しようという国際的なコンセンサスはすでに得られているように思われる。とすれば、地球人手当までは、あと一步である。

第五に、そのような出発点の不平等の原因を解明して、再発を防ぐ必要があるのではないか、という問題である。すでに、アフリカの植民地支配の責任を問う声は、国連の人権会議でも出ている。2008年の先住民の権利宣言も、過去の不正義を水に流すのではなく、正義回復の手段をとることを各国政府に義務付けた。植民地主義の時代に行われたような暴力を繰り返さないためにも、過去の暴力をあいまいにすることはできない。また、過去の暴力を原因のひとつとして、今日の飢餓や貧困があるとすれば、それに対する救済が必要となる。この意味でも、地球人手当の導入は、倫理的な意義をもつ。

以上のように、今日の世界のルールは、倫理的に破綻し、モラル・ハザードに陥っているというほかない。9・11事件とそれに続く、アメリカ政府などによるテロと国家テロとの応酬がそれを示している。人類の平等を前提に倫理的課題を考えると、地球人手当の導入が緊急の課題となってくる。

4. 安心してサボれる社会づくり —モノからヒトへのポスト勤労社会—

以上、地球手当の概略に引き続いて、第2章では、地球手当が導入されることによって解決されうる問題をさまざまな視点から検討、分析して、地球手当が導入されるという事態が、いかに画期的なものであるかを示した。同時に、地球手当の導入を阻む困難がどれほど深いものであるかが、明らかになった。

すなわち、地球手当は、近代資本主義世界システムの階級対立を基本的に解消する。近代家族という幻想の共同体を最終的に解体する。民族国家（ネーション・ステイト）あるいはネーションという想像の共同体も同様である。さらに、自然と人間とのエコロジカルなバランスを考慮に入れることができないような経済的な競争の仕組みも解消してしまう。そして、ローカルなコミュニティのつきあいを基礎として、グローバルな広がりをもつ、人々のコミュニケーションが行われる濃密な時間と空間とが地球を覆うという展望が開けてくる。そこでは、後期資本主義世界システムを覆った、大衆操作的なマスメディアによる病理的な公共圏が構造的に転換されることになるだろう。逆に言えば、それだけの課題を解決しうるような社会運動の世界的な高まりの中でしか、地球手当の導入は現実のものとしては展望できない、ということになる。

続いて、第3章では、地球手当導入の基本的な動因となるべき、倫理上の論点を示した。それは、人類史の新しい段階ともいうべき、人類全体に基本的な生活物資を提供してあまりある生産能力を持つ時代（筆者は、このような時代をポストモダンの時代と呼びたい）に、飢餓と貧困を放置しておいていいのか、という問題である。近代社会の経済倫理は、飢餓と欠乏からの自由を求めて、ひたすら勤勉に、自分の仕事に励むことであった。とすれば、自分の仕事に忙しくて、他人のことを省みる暇がなかったというのは許される言い訳である。しかし、世界全体でみて、すでに飢餓と貧困から解放されるだけの十分な物資が造られている時代、すなわちポストモダンの時代に、その言い訳は許されない。1970年代このかた、ポストモダンの時代に突入しながら、いまだに飢餓と貧困を解決できない人類社会は、モラル・ハザード（道徳的破綻）に陥っていると云わねばならない。刑罰の確定した人でさえ、衣食住は提供されるのに、何の罪もない人が、飢えと寒さと夜露に苦しむのは、まことに不公平ではないだろうか。

最後に、私たちの内面に根付く、勤労と勤勉の価値観と生活態度が、地球手当の導入を阻むものであることを指摘したい。今の時代に合わなくなった近代的な経済倫理が、モラル・ハザードを引き起こしているのだ。一直線に突っ走る、がむしゃらの勤勉がむしろ現代世界では、危険なものとなっているとすれば、今日求められているのは、さまざまな方向を向いた人々のエネルギーを理解しあい、わかるまでとことん話し合う、そんな生活態度ではないだろうか。

倫理的課題としてコミュニケーションを重視し、異なるものとの意思疎通に悦びを感じる。そんな倫理観と美意識が、ポストモダンのポスト勤勉（Post-Industrious）社会に、求められているのではないだろうか。

まじめに、ひたすら働き続けなければならない、と考えるのは、近代社会の価値観にほかならない。すでに生活必需品の生産が、人類全体にとって、あまりあるほどのものとなった現代では、すでにそのような価値観は、歴史的使命を終えたと言わねばならない。ポスト産業（Post-Industrial）社会は、ポスト勤労（Post-Industrious）社会にならねばならない。地球人手当の導入は、人類の社会全体に対して、そのような、歴史的な価値観の転換を要請していると言えよう。

そうはいつでも、まじめにはたらかなくても生きていける世界なんて、やはりまちがってる、と思う人がいるかもしれない。そんな人のために、「浦河べてるの家」を紹介したい。²⁶

べてるの家は、人口一万三千あまりの北海道の過疎地で、退院した統合失調症の人々が設立した会社や NPO などからなる共同体だ。それは、「安心してサボれる会社づくり」をモットーに、「三度のメシよりミーティング」をたくさん行い、病気をかかえたお互いの「気分と体調と良かったことと苦労」を確認しながら運営されている。「治さない、治せない医者」と「社会復帰をめざさないソーシャル・ワーカー」のもとで、「金儲けをしよう」「社会復帰より社会進出を」という目標をもち、「精神病で町おこし」「病気で売ります」をモットーに、その地域特産の昆布のハギレを「精神バラバラ昆布」と称して売ったり、カフェを運営して地元や全国から来る見学客との交流の場としたり、事業としてもまずまずの成功をおさめている。

そこでは、徹底的なコミュニケーションの追及が行われており、異なるものとの意思疎通の悦びが、当事者だけでなく、筆者をも含む全国から来る見学の人々を魅了している。ここで注目したいのは、この事業が、生活保護によって支えられているという側面を持つことだ。すでに成人になり、あるいは高齢になったべてるのメンバーの多くは、生活保護によって、基本的な生活費を得ながら、べてるで働いて、最低賃金法が適用されない、わずかな額の「賃金」を得ている。「安心してさぼれる会社づくり」は、生活保護に支えられている。

地球人手当が導入された世界は、このべてるの家のようになるのではないだろうか。基本的な生活が保障されたうえで、とことん意思疎通の悦びを追及していくことの中から、ゆったりと金儲けを楽しみ、仕事を通じて社会参加を楽しむ平和な世界が開けてくるだろう。

²⁶ 浦河べてるの家 2000、2006 など、さらに人類学的研究である浮ヶ谷 2009 を参照。なお、2008 年夏、2009 年夏の現地訪問の際の聞き取りにもよる。

すなわち、今日の世界を覆っている暴力への衝動に関して、べてるの家で行われているような、当事者研究が始まり、「爆発」をコントロールしていくことが可能になるかもしれない。

[文献目録]

- Adler-Karlsson, Gunnar, 1990, "Towards a World Citizen Income" paper presented at the Third European Conference on Basic Income, European University Institute: Florence.
- 秋元美世 2008「権利の観点から見たベーシック・インカム構想の意義について」『茨城大学政経学会雑誌』78, 29-40.
- Beck, Ulrich(ウルリッヒ・ベック), 1986, *Risikogesellschaft; Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp: Frankfurt/M.(東廉・伊藤美登里訳『危険社会—新しい近代への道』法政大学出版局、1998年).
- , 1997a, *Weltrisikogesellschaft, Weltöffentlichkeit und globale Subpolitik*, Wien (島村賢一訳『世界リスク社会論：テロ、戦争、自然破壊』平凡社、2003年).
- , 1997b, *Was ist Globalisierung? Irrtümer des Globalismus; Antworten auf Globalisierung*, Suhrkamp: Frankfurt/M. (木前利秋・中村健吾監訳『グローバル化の社会学；グローバリズムの誤謬—グローバル化へ応答』国文社、2005年).
- , 2002, *Macht und Gegenmacht im Globalen Zeitalter; Neue Weltpolitische Ökonomie*, Suhrkamp: Frankfurt am Mein (島村賢一訳『ナショナリズムの超克—グローバル時代の世界政治経済学』NTT出版、2008年).
- Brown, Lester R. (レスター・ブラウン), 2001, *Outgrowing the Earth: The Food Security Challenge in the Age of Falling Water Tables and Rising Temperatures*, W.W.Norton: New York(福岡克也訳『フード・セキュリティーだれが世界を養うのか』ワールドウォッチジャパン、2005).
- Busilacchi, Gianluca, 2005, "Two Problems, One Solution: The Earth Basic Income," AVINUS-Magazin; Das europäische Online-Magazin für Medien, Kultur und Politik, 18.11.2005, (<http://www.avinus-magazin.eu/html/busilacchi - two problems one.html> 2009年5月22日アクセス).
- Caillé, Alain(アラン・カイエ), 1996, "Pour sortir dignement du XXe siècle: Temps choisi et revenue de citoyenneté," *Revue du MAUSS semestrielle*, No7, 135-50 (谷口清彦訳「しかるべく20世紀と決着をつけるために」『VOL』02, 80-92).
- Caldicott, Helen (ヘレン・カルディコット), 2004, *New Nuclear Danger: George W. Bush's Military Industrial Complex*, New York & London: The New Press(First

- Edition, 2002) (岡野内正・ミグリアーチ慶子訳『狂気の核武装大国アメリカ』集英社新書、2008年).
- Fitzpatrick, Tony (トニー・フィッツパトリック), 1999, *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Palgrave: London(武川正吾・菊池英明訳『自由と保障—ベーシック・インカム論争』勁草書房、2005年).
- Frankman, Myron J., 1996, "International Taxation: The Trajectory of an Idea from Lorimer to Brandt," *World Development*, 24(May 1996), 807-20.
- , 1997a, "Global Taxation: A search for Generalizable Precedents," *Journal of Economic Issues*, 31(June 1997), 641-48.
- , 1997b, "No Global War? A Role for Democratic Global Federalism," *Journal of World-Systems Research*, 3/2(Spring), 321-38.
- , 1997c, "Global Economy & Civil Society," in Ted Schrecker(ed.), 1997, *Surviving Globalism: The Social and Environmental Challenge*, Macmillan: London, 95-107.
- , 2000, "From Domination to Partnership: Living Together on a Small Planet," Paper presented at Conference, *Development: The Need for Reflection*, (Center for Developing area Studies, McGill University, Sept 2000).
- , 1998, "Planet-Wide Citizen's Income : Antidote to Global Apartheid," *LABOUR, Capital and Society*, 31(no.1 & 2, 1998), 166-78.
- , 2001, "From the Common Heritage of Mankind to a Planet-Wide Citizen's Income," (<http://mfrankman.googlepages.com/CITIZINC.HTML> :2009年5月22日アクセス).
- , 2002a, "Beyond the Tobin Tax: Global Democracy and a Global Currency," *Annals of the American Academy of Political and Social Sciences*, 581(May 2002), 62-73.
- , 2002b, *Global Taxation: Extending the fractal*, (Idée pour le débat, No.05/2002 Gouvernance Mondiale), Institute du developpement durable et des relations internationals: Paris.
- , 2002c, "Funding a Planet-Wide Citizen's Income: Trial Calculations," *Paper presented at 1st Conference USBIG Network, New York City, March 8, 2002.* (<http://icesuite.com/myron.frankman/files/fpwci.html> :2009年5月22日アクセス).
- , 2004a, *World Democratic Federalism: Peace and Justice Invisible*, Palgrave-Macmillan: London.
- , 2004b, "Ample Room at the Top: Financing a Planet-Wide Basic Income," *Paper presented at the Tenth Biennial Meeting of the Basic Income European*

- Network, Barcelona, September 19-20, 2004*
<http://icesuite.com/myron.frankman/files/mjfbien10.pdf> :2009年5月22日アクセス).
- , 2005, “A Planet-Wide Citizen’s Income: An Espousal,”
http://mfrankman.googlepages.com/BI_LCS.htm :2009年5月22日アクセス).
- , 2008, “Justice, Sustainability and Progressive Taxation and Redistribution:
 The Case for a World-Wide Basic Income,” *Paper prepared for the 12th Biennial Meeting of BIEN(Basic Income Earth Network) in Dublin, Ireland, June 20-21, 2008.*
- 藤森克彦 2006 「イギリスにおける市民年金構想」『海外社会保障研究』157, 16-28.
- 福士正博 2006 「完全従事社会と参加所得一緑の社会政策に向けて」『思想』983.
- Fumagalli, Andrea & Stefano Lucarelli (アンドレア・フマガリ、ステファノ・ルカレリ),
 2007, “Basic Income and Counter-power in Cognitive Capitalism,” (木下ちがや訳「認知資本主義下におけるベーシック・インカムと対抗権力」『VOL』02, 38-51).
- George, Susan (スーザン・ジョージ), 1975, *How the Other Half Dies*, Penguin Books:
 London(小南祐一郎、谷口真理子訳『なぜ世界の半分が飢えるのか』朝日新聞社、1982年).
- Global Basic Income Foundation, n.d., “Global Basic Income: Definition and Arguments,”
 in *Global Basic Income Foundation*,
<http://www.globalincome.org/index.html> :2009年5月31日取得).
- 原田康美 2007 「フランスにおける『普遍手当』論—『ベーシック・インカム』論のフランス的コンテクスト」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』3(1), (3) 75-91.
- Heeskens, René, 2005, “Earth Dividend and Global Basic Income: A Promising Partnership,”
<http://www.globalincome.org/English/Earth-Dividend.html> :2009年5月31日アクセス).
- 廣瀬 純 2007 「ベーシック・インカムの上下左右—運動なき BI はつまらない」『VOL』02, 66-78.
- Howard, Michael W., 2005, "Basic Income, Liberal Neutrality, Socialism, and Work," in Widerquist, et al.(eds.), 2005, pp.122-137.
- 實原隆志 2007 「労働と福祉を分離する理論的可能性について」『長崎国際大学論叢』7, 143-153.
- 片山博文 2008 「環境財政構想としてのベーシック・インカム」『桜美林エコノミックス』55, 61-77.
- 川島博之 2008 『世界の食料生産とバイオマスエネルギー—2050年の展望』東京大学出版会.
- 川島博之 2009 『「食料危機」をあおってはいけない』文芸春秋.

- 菊池英明 2006 「ヨーロッパにおけるベーシック・インカム構想の展開」『海外社会保障研究』157, 4-15.
- Kooistra, Pieter, 1983, *Voor*; Stichting UNO-inkomen voor alle mensen: Amsterdam.
- Lappe, Frances Moore, Joseph Collins, and Peter Rosset, with Luis Esparza(フランス・ムア・ラッペ、ジョセフ・コリンズ), 1998, *World Hunger; 12 Myths, 2nd ed., Fully Revised and Updated*, Grove Press: New York (鶴見宗之助訳『世界飢餓の構造：いま世界に食糧が不足しているか』三一書房、1988年、ただし初版の訳。).
- Lazzarato, Maurizio(マウリツィオ・ラッツァラート), 2002, “Garantir le revenue: une politique pour les multitudes,” *Multitudes* 8(中倉智徳訳「所得を保証すること—マルチチュードのための政治」『VOL』02, 20-26).
- Lomborg, Bjørn (ビョルン・ロンボルグ), 2001, *The Skeptical Environmentalist: Measuring the Real State of the World*, Cambridge University Press: Cambridge (山形浩生訳『環境危機をあおってはいけない：地球環境のホントの実態』文芸春秋、2003年).
- 牧野久美子 2006 「南アフリカにおけるベーシック・インカム論」『海外社会保障研究』157, 38-47.
- 、2007、「『南』のベーシック・インカム論の可能性」『現代思想』35 (11)、156-165.
- 両角道代 2006 「修正された『ベーシック・インカム』？—スウェーデンにおける『フリー・イヤー』の試み—」『海外社会保障研究』157, 29-37.
- 中野洋一 2001 『新版 軍拡と貧困の世界経済論』梓出版社.
- Negri, Toni (アントニオ・ネグリ), 1998, “Recension. *Misères du présent, richesses du possible* de André Gorz,” (和泉亮訳「無条件かつ普遍的な所得保障へ—アンドレ・ゴルト『現在の貧困、可能なるものの豊かさ』をめぐって」『VOL』02, 30-36).
- 西岡正義 2004 「最低限所得保障 (Basic Income Guarantee) についての考察」『創発大阪健康福祉短期大学紀要』2、11-20.
- Okanouchi, Tadashi, 2010, “Is Global Basic Income Economically Feasible?” Paper Presented at BIEN 2010 Conference Held in San Paulo.
- 岡野内 正 2010, 「グローバル・ベーシック・インカムは移民問題を解決できるか？」吉村眞子編『グローバリゼーションと公共圏—移民・マイノリティ・ジャスティス—』(科研費プロジェクト「公共圏と規範理論の探求」公開研究会記録集7), 21-8.
- , 2009, 「<民族>を超える<部族>：『暴力の文化』を克服する公共圏の創出」佐藤成基編『ナショナリズムとトランスナショナリズム』法政大学出版局.
- , 2008, 「パレスチナ問題を解く鍵としてのホロコーストとナクバ」上・中・下『アジア・アフリカ研究』第389, 390号, 391号(掲載予定).
- , 2006, 「植民地化不正義審判所の可能性—最近の先住民研究に触発されての一試論—」『アジア・アフリカ研究』382:2-37.

- , 2004, 「代替開発戦略覚書—D. コーテンにおける階級、ジェンダー、ネイション、エコロジー、公共圏—」 (上) (下) 『アジア・アフリカ研究』 376:2-28, 377:15-26.
- , 2002, 「WTO のためのアフガン戦争」 『日本の科学者』 37(2):36 - 41.
- , 2001, 「人権基準による多国籍企業の規制について」 『国際社会への多元的アプローチ』 (大阪外国語大学国際関係講座) 1:51-79.
- , 2000, 「ポルトガルをめぐる国際労働力移動」 森廣正編 『国際労働力移動のグローバル化—外国人定住と政策課題』 法政大学出版局.
- , 1994, 「中東—都市化と人口移動」 森野勝好・西口清勝編 『発展途上国経済論』 ミネルヴァ書房, 165-187.
- 岡野内正・岡野内恵理子, 2007, 「第三世界の人権問題への実践的アプローチ—第3回アジア太平洋メディアエーション・フォーラムについて—」 『アジア・アフリカ研究』 383:22-50.
- 小野 一 2007 「もうひとつの『赤と緑』の実験—社会政策、特にベーシック・インカムをめぐる議論を中心に」 『工学院大学共通過程研究論叢』 44 (2), 61-76.
- , 2008 「現代ベーシック・インカム論の系譜とドイツ政治」 『レヴァイアサン』 43, 113-128.
- 小沢修司 2002 『福祉社会と社会保障改革—ベーシック・インカム構想の新地平』 高菅出版.
- , 2007 「『持続可能な福祉社会』とベーシック・インカム」 『公共研究』 (千葉大学) 3 (4), 46-63.
- Parker, Hermione, 1982, “Basic Income Guarantee Scheme: Synopsis,” in *The Structure of Personal Income Taxation and Income Support*, (House of Commons, Treasury and Civil Service Committee), HMSO(21 July 1982): London, 424-53.
- Pogge, Thomas, 2008(トマス・ポグゲ), *World Poverty and Human Rights (2nd Edition)*, Polity Press(立岩真也監訳 『なぜ遠くの貧しい人への義務があるか—世界的貧困と人権』, 生活書院, 2010年).
- Robertson, James (ジェイムズ・ロバートソン), 1985, *Future Work: Jobs, Self-Employment and Leisure after the Industrial Age*, Hampshire: Gower Publishing Company Ltd. (小池和子訳 『未来の仕事』 勁草書房、1988年).
- (ジェイムズ・ロバートソン), 1998, *Transforming Economic Life: A Millennial Challenge*, London: The Schumacher Society(石見尚・森田邦彦訳 『21世紀の経済システム展望—市民所得・地域貨幣・資源・金融システムの総合展望』 日本経済評論社、1999年).
- , 2005, *The New Economics of Sustainable Development*, (<http://www.jamesrobertson.com/book/neweconomicsofsustainabledevelopment.pdf> :

- 2009年8月20日取得).
- Russell, Bertrand(バートランド・ラッセル), 1935, *In Praise of Idleness*, London: George Allen & Unwin Ltd (堀秀彦・柿村峻訳『怠惰への讃歌』平凡社、2009年) .
- 齋藤 拓、2004、「世界規模のベーシック・インカム」(<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/gsce/d/b03003.htm> :2009年7月24日アクセス).
- 、2006a、「ベーシックインカムとベーシックキャピタル」『Core Ethics』2、115-128.
- 、2006b、「福祉国家改革の一方向性—各国に見る資産ベース福祉への移行」『Core Ethics』2、259-269.
- 、2008、「BI論者から見た日本の『格差社会』言説」『社会政策研究』2、14-14.
- 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編 2004 『福祉の公共哲学』東京大学出版会.
- 新谷周平 2008 「ベーシック・インカム構想と勤労倫理」『日本教育学会大会研究発表要項』67、142-3.
- Standing, Guy, 2006, "CIG, COAG, and COG: A comment on a debate," in Wright (Ed.) 2006, pp.175-195.
- 武川正吾編、2008、『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社.
- 田村哲樹 2004 「熟議民主主義とベーシック・インカム—福祉国家『以後』における『公共性』という観点から—」『早稲田政治経済学雑誌』357、38-62.
- 立岩真也・齋藤拓 2010 『ベーシック・インカム；分配する最小国家の可能性』青土社.
- Theobald, Robert(Ed.)(ロバート・セオボルド編), 1966, *The Guaranteed Income: Next Step in Economic Evolution?* Doubleday & Company Inc.: New York (浜崎敬治訳『保障所得—経済発展の新段階』法政大学出版社、1968年) .
- Tinbergen, Jan, 1953, *Economic Policy: Principles and Design*, North-Holland: Amsterdam.
- 都留民子 2004 「フランスの参入最低限所得 (RMI) をめぐる論議」『月刊自治研』46 (533), 41-52.
- 浮ヶ谷幸代 2009 『ケアと共同性の人類学—北海道浦河赤十字病院精神科から地域へ』生活書院.
- 浦川邦夫 2007 「ベーシック・インカム論に関する政治経済学的考察」『国民経済雑誌』(神戸大学) 196 (6), 93-114.
- 浦河べてるの家 2000 『べてるの家の非「援助」論』医学書院.
- 2006 『べてるの家の当事者研究』医学書院.
- Van Parijs, Philippe(P・ヴァン・パリース), 1995, *Real Freedom for All: What (If Anything) Can Justify Capitalism?* Oxford University Press: Oxford(後藤玲子、齋藤拓訳『ベーシック・インカムの哲学—すべての人にリアルな自由を』勁草書房、2009年).
- , 2004, "Basic Income: A Simple and Powerful Idea for the Twenty-First

- Century,” *Politics & Society*, 32(1), 7-39(齊藤拓・後藤玲子訳「ベーシック・インカム—21世紀を彩る簡潔で力強い観念」『社会政策研究』8号、2008年), 87-129.
- Vanderborght, Yannick and Philippe Van Parijs, 2005, *L'allocation universelle, La Découverte: Paris*(*Ein Grundeinkommen für alle? : Geschichte und Zukunft eines radikalen Vorschlags*, mit einem Nachwort von Caus Offe, Frankfurt: Campus, 2005).
- Werner, Götz W.(ゲッツ・W・ヴェルナー), 2007, *Einkommen für alle. Der dm-Chef über die Machbarkeit des bedingungslosen Grundeinkommens*, Verlag Kiepenheuer & Witsch: Köln (渡辺一男訳『すべての人にベーシック・インカムを—基本的人権としての所得保障について』現代書館、2009年) .
- , 2005, *Ein Grund für die Zukunft: Das Grundeinkommen*, Freies Geistesleben: Stuttgart (渡辺一男訳『ベーシック・インカム—基本所得のある社会へ』現代書館、2007年) .
- 山森 亮、2009、『ベーシック・インカム入門—無条件給付の基本所得を考える—』光文社新書。
- 山森 亮・橘木俊詔 2009 『貧困を救うのは、社会保障改革か、ベーシック・インカムか』人文書院。
- 横井敏郎 2006 「若者支援自立政策から普遍的シチズンシップへ：ポストフォーディズムにおける若者の進路と支援実践の展望」『教育學研究』73 (4), 432-43.
- 吉原直毅 2009 「ベーシック・インカムの実行可能性」『経済セミナー』646, 107-17.